

# 富山県カーボンニュートラル戦略の 策定について（その2）

令和4年11月21日

＜現行の削減目標＞

- ▶ CO<sub>2</sub>排出量 2030年度までに2014年度比で41.7%以上削減

現状(2021年度) : **19.2%削減**

- ▶ 各種エネルギー使用量  
各種エネルギー使用量を一律に毎年1%以上削減

現状(2021年度)

(2021年度までの7年間では△7%以上のところ)

電	気	: + 6.2%	⇒	×	LPG	:	△ 9.7%	⇒	○
重	油	: △ 38.4%	⇒	○	ガソリン	:	△ 16.7%	⇒	○
灯	油	: △ 13.2%	⇒	○	軽油	:	△ 8.7%	⇒	○
都市ガス	:	+ 81.1%	⇒	×					

## 新たな目標

エネルギー使用量の推移と今後の削減の取組みを踏まえ、各種エネルギー毎に削減目標を設定し、CO<sub>2</sub>排出量を算出

項目	2013年度[基準年度]		2030年度	
	エネルギー使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	エネルギー使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
電気	110,431 千kWh	69,571	<b>10%以上削減</b> 99,388 千kWh	24,847
庁舎等 燃料	重油	4,371 kℓ	<b>40%以上削減</b> 2,623 kℓ	7,108
	灯油	2,776 kℓ	<b>40%以上削減</b> 1,665 kℓ	4,147
	都市 ガス	1,999 千m <sup>3</sup>	<b>10%以上削減</b> 1,799 千m <sup>3</sup>	4,012
	LPガス	101 千m <sup>3</sup>	<b>10%以上削減</b> 91 千m <sup>3</sup>	544
公用車 燃料	ガソリン	1,455 kℓ	<b>40%以上削減</b> 873 kℓ	2,025
	軽油	412 kℓ	<b>20%以上削減</b> 330 kℓ	851
合計		97,833		43,533

※電力使用に伴う排出量は、次の排出係数を使用  
 ・2013年度  
0.63kg-CO<sub>2</sub>/kWh  
 ・2030年度  
国エネルギー基本計画と同様  
0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh

**CO<sub>2</sub>排出量  
55%以上削減**  
(2013年度比)

新たな取組み

<電気> **10%以上削減**

・ 照明のLED化

**新** 廃止予定のない県有施設は順次LED化、2030年までに100%を目指す。

・ 太陽光発電設備の導入

**新** 2030年までに設置可能な施設の50%以上に設置を目指す。

<庁舎等燃料> **重油・灯油 40%以上削減、都市ガス・LPG 10%以上削減**

・ ZEB化の推進

**新** 今後予定する新築事業については原則 ZEB Ready相当以上  
県庁本館のZEB化の検討

<公用車燃料> **ガソリン 40%以上削減、軽油 20%以上削減**

**新** **新規導入・更新する車両は、全て電動車※とする。**

※ EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）、PHEV（プラグインハイブリッド自動車）、HV（ハイブリッド自動車）

<コピー紙購入量> **30%以上削減（県庁舎では50%）**

**新** **DXを存分に活用した「ペーパーレス化」を実践**

# 緩和とは？

原因を少なく

## 2つの 気候変動対策

# 適応とは？

影響に備える

**緩和策の例**

節電・省エネ  
エコカーの普及  
再生可能エネルギーの活用  
森林を増やす

CO<sub>2</sub>  
温室効果ガスを減らす

**適応策の例**

感染症予防のため虫刺されに注意  
熱中症予防  
災害に備える  
高温でも育つ農作物の品種開発や栽培  
水利の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

### 分野別の状況

#### <現状> 本県においても温暖化の進行が見られる。

- ・年平均気温が高岡（伏木）では100年間で1.1℃上昇
- ・真夏日日数や熱帯夜数が増加、年降雪量が減少 など

#### <将来> 今後も温暖化の進行が予測され、影響は避けられない。

- ・気温が1～3℃上昇、猛暑日は約40日増加
- ・年降雪量は減少するが、ドカ雪の頻度が増える可能性

最大限の対策をしたとしても・・・

本県の実情に応じた適応策を検討し、取り組んでいく必要がある。

### 農業・林業・水産業

#### ○農業

- ・主力品種「コシヒカリ」の夏場の高温による品質低下や台風等による倒伏・減収の懸念

#### ○水産業

- ・富山湾の表層海水温について上昇傾向
- ・サワラやシイラなど暖水性魚類の漁獲量が増加
- ・一部で藻場が衰退

### 水環境・水資源

#### ○水資源

- ・水利用の約9割は農業用水。地下水は工業用・消雪用に利用
- ・大雪時の消雪設備の一斉稼働による一時的な地下水位の低下

### 自然生態系

#### ○ライチョウ、高山植物

- ・気温上昇や融雪時期早期化により、植生分布や種の構成等が変化、ライチョウ生息域にも影響の懸念

### 自然災害

#### ○風水害、雪害

- ・全国的に大規模な風水害や土砂災害が発生
- ・最深積雪は10年あたり6cm減、暖冬・少雨の傾向
- ・一方で令和3年1月には災害級の大雪が発生

### 健康

#### ○暑熱（熱中症）

- ・人口10万人あたりの熱中症死者数は1.38人で、全国でも上位
- ・死者の8割以上は65歳以上の高齢者

### 重点施策

#### 農業・林業・水産業



##### ○農業

- ・「富富富」の低コスト安定栽培技術の確立・普及
- ・高温、多雨などの気候変動影響に対応した栽培技術の指導、病害虫対策、品種の育成

##### ○水産業

- ・水温等の海洋環境や魚種の変動の把握、高温に適応した養殖・栽培技術の開発

#### 水環境・水資源



##### ○水資源

- ・地下水の水位や塩水化のモニタリング、テレメータ化による地下水位情報の迅速な提供
- ・学術機関と連携した気候変動が水循環に与える影響と対策に関する研究の推進

#### 自然生態系



##### ○ライチョウ、高山植物

- ・ライチョウのモニタリング調査や保護対策の実施
- ・「ライチョウサポート隊」による保護活動
- ・大学と連携した融雪モニタリングや、森林・植生のモニタリングの実施

#### 自然災害



##### ○風水害、雪害

- ・河川改修、森林整備等治水対策の計画的な実施
- ・防災情報発信力の強化
- ・地域防災力の強化
- ・除雪の強化、雪に強いまちづくりの推進

#### 健康

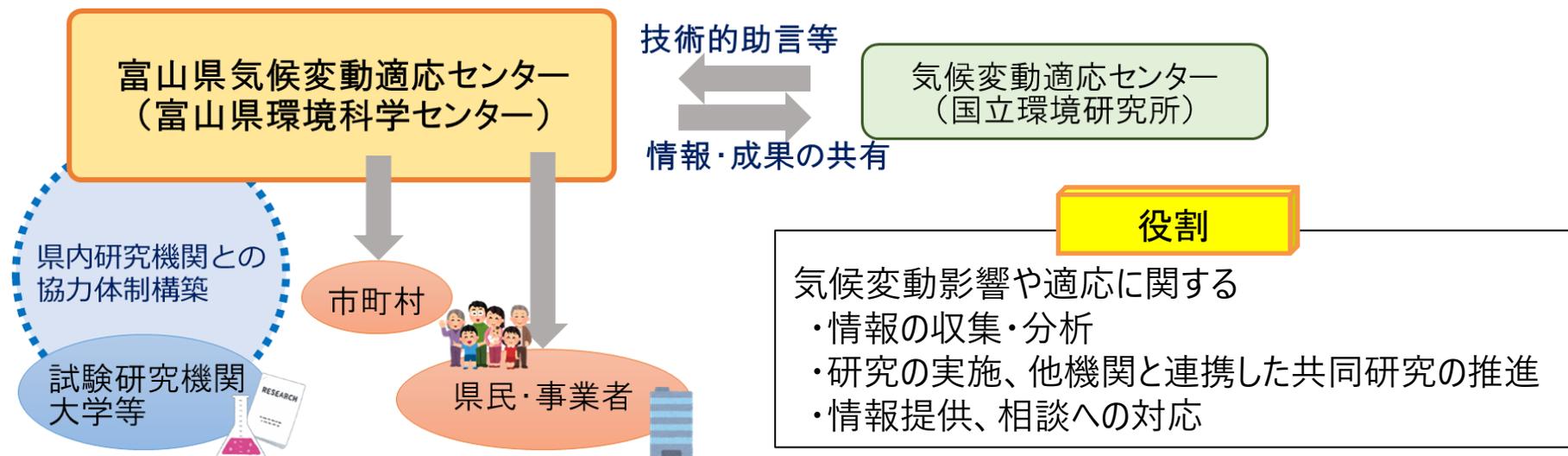


##### ○暑熱（熱中症）

- ・熱中症に関する情報の発信、県民向けの注意喚起や予防行動の啓発
- ・官民連携による高齢者向け周知の強化

## 適応

### 富山県気候変動適応センターを中核とした情報収集・情報発信

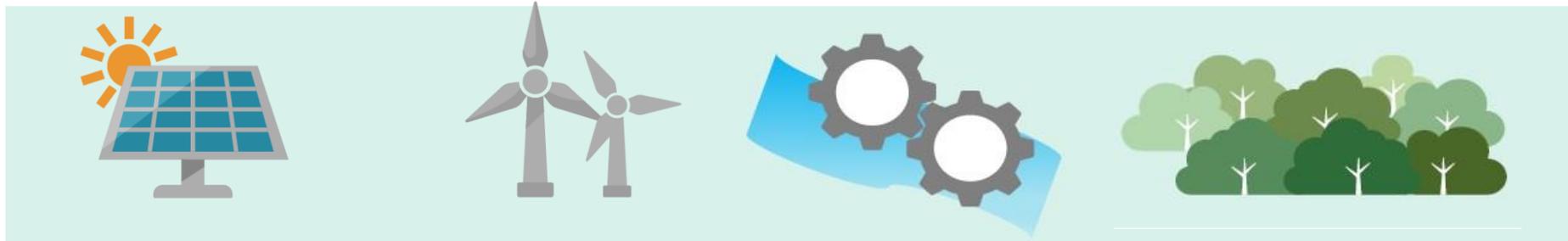


## 目標

- ◎ 水稲品種「富富富」の栽培面積 2020年度 1,282ha → 2026年度 2,000ha
- ◎ ライチョウ生息数 2016年度295羽 → 2030年度 現状維持
- ◎ 河川整備延長 2019年度 421.9km → 2025年度 428.0km
- ◎ 地域ぐるみ除排雪を推進している地区数 2016年度307地区 → 2026年度 350地区

## ▶ 「地域脱炭素化促進事業」

- 改正「地球温暖化対策推進法」（R4.4施行）で創設
- 円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつなげる再エネ事業の導入促進を図るもの。



太陽光発電

風力発電

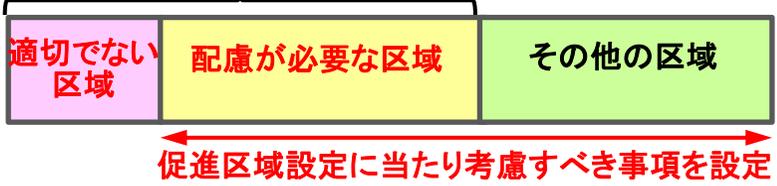
中小水力発電

バイオマス発電

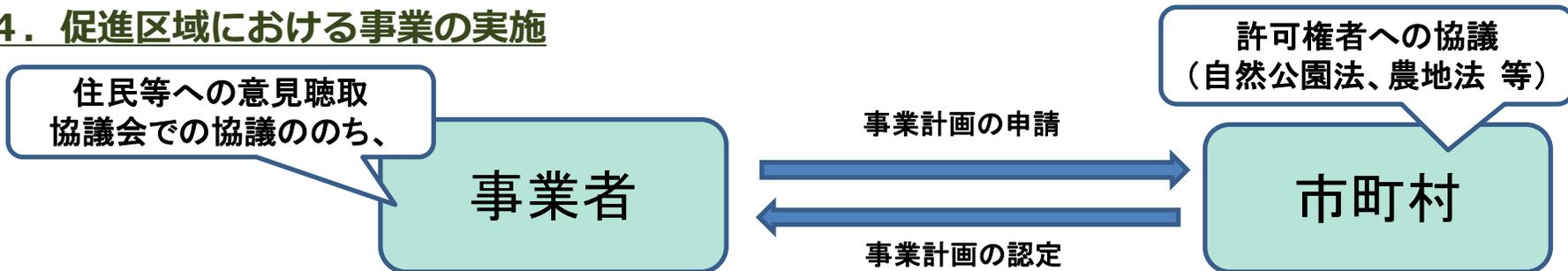
- 市町村は、国や県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域を定めるとともに、地域の環境の保全のための取組み等を設定。  
事業者による地域との共生を図った再エネ事業の導入を促進。

## 促進区域県基準

### 地域脱炭素化促進事業制度の構成

実施事項	実施主体	促進区域のイメージ
<b>1. 国の環境保全に係る基準の設定</b> 全国一律で遵守すべき基準	国	国の基準 
<b>2. 県の環境保全に係る基準の設定</b> 地域の自然的・社会的条件に応じた基準	県	県の基準 
<b>3. 促進区域の設定</b>	市町村	

#### 4. 促進区域における事業の実施



本制度のメリット: 適正な環境配慮、協議会の議論を通じた円滑な合意形成、各種法令手続きのワンストップ化等

# カーボンニュートラル戦略 【促進区域に関する県基準】

## 促進区域県基準

### 促進区域に関する県基準の内容（例）

※太陽光発電施設の場合

- ・ 環境影響評価技術審査会での意見
- ・ 市町村への意見照会 を踏まえて設定

自然環境・生態系、防災、景観の観点

#### 国の基準 (温対法規則5条の2)

#### 県の基準 (温対法規則5条の3)

#### 促進区域に含めることが適切でない区域

- ・ (原生)自然環境保全地域【法】
- ・ 国立/国定公園の特別保護地区、 海域公園地区、第1種特別地域
- ・ 国指定鳥獣保護区の特別保護地区
- ・ 生息地等保護区の管理地区

国基準の一部を厳格化

- ・ 国立/国定公園の第2種特別地域
- ・ 国立公園の第3種特別地域
- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 保安林（防災、風致の保存）

- ・ 自然環境保全地域【県条例】
- ・ 県立自然公園第1～2種特別地域
- ・ 県指定鳥獣保護区の特別保護地区
- ・ 河川区域
- ・ 風致地区
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区
- ・ 国県指定史跡名勝天然記念物

#### 促進区域の設定にあたり配慮が必要な区域

- ・ 国立/国定公園の第2種特別地域
- ・ 国立公園の第3種特別地域
- ・ 砂防指定地
- ・ 地すべり防止区域
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 保安林（防災、風致の保存）
- ・ 国定公園の第3種特別地域
- ・ 国立/国定公園の普通地域
- ・ 生息地等保護区の監視地区
- ・ 保安林（水源かん養、公衆の保健等）

- ・ 県立自然公園の第3種特別地域
- ・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域
- ・ 特定農業用ため池
- ・ 水源地域
- ・ 土壌汚染に係る要措置区域、形質変更時要届出区域
- ・ ダイオキシン類の土壌汚染対策地域

上記以外の区域

促進区域の設定は不可

促進区域の設定が可能

